多治見市かわまちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域の景観、歴史、文化、観光基盤等の資源及び地域の創意工夫を活かし、 市、事業者、地元住民及び河川管理者が連携し、土岐川とそこにつながるまちと を一体的に活性化する取組を推進するため、多治見市かわまちづくり協議会(以 下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議を行う。
 - (1) 国土交通省のかわまちづくり支援制度に登録するための、かわまちづくり 計画の策定に関すること。
 - (2) かわまちづくり計画の変更に関すること。
 - (3) かわまちづくり計画に基づく事業の実施に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内において、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 河川関係団体関係者 2人
 - (2) 産業観光関係者 8人
 - (3) 地域関係者 4人
 - (4) 河川及び道路に関係する行政機関の職員 2人
 - (5) 市の機関の職員 2人
- 3 協議会には、委員のほか、顧問、アドバイザー及びオブザーバーを置くことが できる。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の 最初の委員会は、市長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させること ができる。

(専門部会)

- 第7条 第2条に規定する協議事項のうち、特定の事項を専門的に協議するため、 協議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 前条第3項の規定は、専門部会の会議に準用する。

(庶務)

- 第8条 協議会の庶務は、建設部道路河川課及び経済部産業観光課において行う。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長 が定める。

附則

この告示は、令和3年3月3日から施行する。